## 監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の 規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「法人」という。)の 令和1事業年度(平成31年4月1日~令和2年3月31日)の業務、事業報告書、財務 諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算 書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監 査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査担当部署(総務部)、業績評価担当部署(戦略企画部)その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、運営会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。) について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査 を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況に ついて報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必 要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の 監査を行った。

## Ⅱ 監査の結果

- 1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け 効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内 部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は 認められない。

- 3 法人の役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 4 財務諸表等についての意見 会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認 める。
- 5 事業報告書についての意見 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

令和2年8月7日

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

監事 岩井伸太

監事 武見ゆか